

新成人を祝う会

- 5 第6次赤平市総合計画
- 8 確定申告 市・道民税と所得税の申告
- 10 除雪作業にご理解とご協力を
- 18 健康トピックス「原則屋内禁煙となります」

あかびら 広報

2

February.2020 No.890

あかびらまちづくりフォトコンテスト2018 応募作品
「鴨の遊び場」黒坂 順子

新成人を祝う会

赤平市新成人を祝う会



誰からも頼られる大人になりたいです

春田 愛夢



いい会社に入って
しっかり稼げるようになりたいです(笑)

高島 泰都



成人の誓いを述べる春田さん・高島さん

今年の新成人は…

平成11年4月2日から

平成12年4月1日までに生まれた方

83名(男38名・女45名)

当日は58名出席

成長 感謝の心
喜ぶ親心

1月12日(日)午後1時過ぎの交流センターみらい。キリッとしたスーツ姿と、華やかな着物姿の新成人が続々とみらいのロビーに集まり始めました。普段から顔を合せている人、久しぶりに会う人。あちらこちらで人の輪ができ、近況を話したりスマートフォンで写真を撮り合ったりしていました。

2時30分、整然とした雰囲気の中、式典が始まりました。

新成人を代表して高島泰都さんと春田愛夢さんが壇上に上がり、これまで成長を見守ってくださった方々への感謝の気持ちと成人の誓いを述べました。

アトラクションでは火太鼓の公演が行われ、力強い響きを味わいました。また、北海道日本ハムファイターズ近藤選手・井口選手からのビデオメッセージが披露されました。

終了後も中学校単位で写真撮影が続きました。中にはお母さんたちが新成人と一緒に集合写真を撮る姿も見られ、我が子だけでなく、周りの友人たちの成長も喜んでいる様子でした。



北海道日本ハムファイターズ
赤平市応援大使 近藤選手・井口選手から
新成人へお祝いメッセージを
いただきました

応援大使からあたたかいお祝いの言葉と、若い
うちは積極的にいろいろなことにチャレンジして
ほしいというメッセージをいただきました。

お返しに、新成人から近藤選手・井口選手へ贈る
「応援ビデオレター」を撮影しました。札幌で行わ
れるファイターズ激励会の会場で、選手たちの前
で上映される予定です。

※ビデオレターには、野球少年団赤平レッドレイ
ズの皆さんにもご協力いただきました。

4月1日から 消費生活相談窓口が 滝川地方消費者センター に移ります

消費生活相談業務は、これまで赤平消費者協会が窓口(赤平市から委託)でしたが、4月1日から、滝川地方消費者センターで相談を受け付けることとなりました。

契約に関するトラブルや、悪質商法・訪問販売・通信販売などでのトラブル、安全性を欠く商品・食品・サービスなどによる事故については、**滝川地方消費者センター**へ相談してください。

※赤平消費者協会では、今後も消費者への啓発活動や情報提供を続けていきます。

◎ 滝川地方消費者センター

受付時間 平日 9:00~16:00

(土日祝日、年末年始は休み)

連絡先 滝川市大町1-2-15(滝川市役所内)

☎23-4778

広域的対応
になります



【問合せ】生活環境交通係 ☎32-2215

赤歌警察署からのお知らせ

運転免許証 自主返納後の身分証明書は 運転経歴証明書を ご利用ください



運転免許証を自主返納すると、写真付きの身分証明書がなくなるので不便です。

「運転経歴証明書」をご利用ください。運転免許証を自主返納した方などが受け取ることができる、写真付きの公的な身分証明書になります。



最近、体の衰えを感じるので、運転免許証を自主返納して「運転経歴証明書」をもらうことにしましょう。



自主返納から5年以内に交付申請手続きをしてください。交付手数料は1,100円です。詳しくは赤歌警察署にお問い合わせください(☎32-0110)。



未来を描こう

TEAM WORK

協働と共創

第6次赤平市総合計画 素案について お知らせします

第6次赤平市総合計画の策定作業がまちづくり市民会議で進められています。現時点における計画の全体像を次のとおりお知らせします。

今後、パブリックコメント(意見募集)や団体懇談会を行い、最終的な決定まで見直しを進めていきます。

▽赤平市が目指す姿▽

まちづくりの基本方向

◇市民とともに歩むまちづくり

「まちづくりの主人公は市民である」ことを念頭に、市政に関する情報発信を積極的に進めるとともに、市民の意向や意見の把握に努め、市民とともに歩むまちづくりを進めます。

◇市民にやさしいまちづくり

市民の誰もが安心して快適に暮らすことができ、ともに支え合い、生きがいをもって生活することができる、市民にやさしいまちづくりを進めます。

◇市民が誇れる魅力あふれるまちづくり

「ものづくりのまち」としての強みや、豊かな自然など地域の特性を活かした市民が誇れる魅力あるまちづくりを進めます。

基本方向を踏まえて

赤平市の将来像

ひと・自然・産業が輝く

協働と共創のまち 赤平

協働とは

…市民・事業者・行政がともに協力し合いながら地域の課題解決に向けた活動を行うこと。

共創とは

…市民・事業者・行政それぞれが連携しながら赤平市の将来を協働で創り上げること。

協働と共創によって、赤平市の大切な資源である「ひと・自然・産業」が輝くまちづくりを目指します。

赤平市の目標人口

令和元年 9,971 人 ➡ 令和11年 7,357 人

※次ページ→総合計画【素案】の全体像

パブリックコメント(意見募集)

第6次赤平市総合計画(素案)を次の場所で公表します。皆さんのご意見をお聞かせください。

◆募集期間

1月29日(水)～2月14日(金)

◆公表場所

市役所企画課窓口、東公民館、平岸コミセン、交流センターみらい、あかびら市立病院市ホームページ

◆提出様式

任意の様式または各公表場所に備え付けの様式で提出してください。

◆提出方法

各公表場所に設置する「ご意見箱」に入れていただくか、下記へ郵送、FAX、メールで提出してください。

赤平市役所企画課企画調整係

〒079-1192 泉町4丁目1番地

FAX 32-6550(企画課直通FAX)

✉ kikaku@city.akabira.hokkaido.jp

◆意見の公表

ご意見に対する個別の回答は行いませんが、個人が特定されない形で、意見の概要とそれに対する市の考えを公表する予定です。

【問合せ】 企画調整係 ☎32-1834

※電話による意見の申し入れは対応できません。

第6次赤平市総合計画【素案】

※ここに記載する計画の全体像は素案段階(1月23日現在)のもので、最終決定した総合計画ではありません。今後さらにパブリックコメントや団体懇談会などでご意見を伺ってまいります。

基本構想

基本目標

【基本目標1】

健やかな暮らしを
ともに支えあうまち

- ### 基本施策
- 健康づくりの推進
 - 地域医療の充実
 - 地域福祉の充実
 - 出産・子育て支援の充実
 - 高齢者支援の充実
 - 障がい者支援の充実

【基本目標2】

安全・安心で快適に
暮らせるまち



- 移住・定住の促進
- 公園・緑地の適正管理
- 環境衛生の充実
- 上水道・下水道の保全
- 道路・公共交通の整備
- 防災体制の充実
- 消防・救急体制の充実
- 防犯・交通安全の推進
- 情報通信環境の充実

【基本目標3】

活力に満ちた
魅力あふれるまち

- 工業の振興
- 商業の振興
- 農林業の振興
- 観光の振興



【基本目標4】

ともに学び合い
豊かな心を育むまち

- 学校教育の充実
- 生涯学習の推進
- スポーツ・レクリエーションの振興
- 芸術・歴史・文化の推進

【基本目標5】

ふれあいと交流で創る
協働のまち

- 地域づくりと交流の推進
- 市民参画の推進
- 広報・広聴の推進
- 健全な行財政の運営

基本計画

主要施策

- 健康づくりの推進
- 感染症対策の推進
- 地域医療体制の充実
- 広域的医療の連携強化
- 救急医療体制の維持
- 福祉の心の醸成
- 地域福祉推進体制の充実
- 雪処理に対する支援の充実
- 低所得者等への支援の充実
- 母子保健の充実
- 子育て支援の充実
- 経済的支援の充実
- 支援が必要な子どもと家庭へのきめ細かな対応
- 介護予防の推進
- 高齢者支援サービスの充実
- 認知症対策の推進
- 生きがいづくり・社会参加の促進
- 障がい者に対する理解の促進と相談体制の充実
- 自立支援と社会参加の促進



- 市営住宅の適正管理
- 良好な宅地への誘導
- 空き家対策の推進
- 移住・定住への支援促進
- 公園・緑地の適正管理
- 河畔の整備
- ごみ適正処理に関する意識の啓発
- ごみ減量化とリサイクル等の推進
- ごみ処理施設の適正管理
- 上水道施設の整備保全
- 下水道施設の整備保全
- 合併処理浄化槽の普及促進
- 広域道路網の整備
- 市内道路網の整備
- 公共交通の確保
- 除排雪等の充実
- 地域防災力の向上
- 防災体制の強化
- 治山・治水対策の推進
- 消防体制の充実
- 救急体制の充実
- 消防団体制の充実
- 防犯意識の醸成
- 防犯のための環境整備
- 消費者保護対策の推進
- 交通安全運動の推進
- 地域情報インフラの整備
- 高度情報化への対応
- 行政情報化の推進

- 安定的な生産活動への支援
- 地場産業の振興
- 企業誘致の推進
- 「ものづくりのまち」のPR
- 雇用の確保対策
- 地域商業の活性化
- 魅力ある商店街づくりの推進
- 経営基盤の強化
- 農業生産基盤の充実
- 食ブランドの充実
- 酪農基盤の充実
- 計画的な森林整備の促進
- 地域資源を活かした観光振興
- 魅力あるイベントの充実
- 広域的観光ルートの推進
- 観光PR活動の充実

- 確かな学力の育成
- 豊かな心の育成
- 健やかな体の育成
- 特別支援教育の充実
- 教育環境の整備
- 幼稚園教育の充実
- 地域の信頼に応える学校づくりの推進
- 通学・修学への支援
- 生涯学習活動の充実
- 社会教育施設の有効活用
- スポーツ施設の整備充実
- スポーツ・レクリエーション活動の推進
- 文化活動の充実
- 地域の歴史・文化・産業遺産の保存継承

- コミュニティ活動の促進
- 町内会等の連携強化
- 市民参画の促進
- まちづくり活動への支援
- 市民アンケートの実施
- 事業の決定プロセスの透明化
- 広報活動の充実
- 広聴活動の充実
- 行政改革の推進
- 健全な財政運営
- 公共施設等の総合的な管理の推進
- 広域行政の推進



医療費の申告について

自身やご家族が病気やケガなどのため支払った医療費があるときは、金額に応じた控除を受けることができます。
※会社などの年末調整では控除されず、申告が必要です。

■セルフメディケーション税制

がん検診、予防接種、定期健康診断など、健康の保持増進及び疾病の予防を行っている方で、検診などの費用とスイッチOTC医薬品(医療用だった医薬品を、有効成分や用法・用量をそのままに市販化したもの)の購入額が12,000円を超えている場合が対象(控除上限額88,000円)。

■医療費の明細書

医療費の領収書の提出は不要ですが、医療費の明細書の提出が必要です。

様式は市役所窓口にお越しいただくか、国税庁ホームページから入手できます。領収書については自宅で5年間の保管が必要です。捨てないようご注意ください。

■医療費の通知書(お知らせ)

医療費の通知書(お知らせ)を添付書類とすると前記の医療費の明細書への記入を省略できます。

通知書に記載がないものは領収書で補う必要がありますのでご注意ください。

生活に直結します

市・道民税の申告で国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険、児童扶養手当などの額が決定されます。申告をしないと税や保険料が高くなったり、医療費の助成が受けられなかったりしますので、必ず市役所で申告をしてください。

申告が必要な方

- 事業者(報酬のある方)、農業経営者
- 年金、恩給などの受給者
- 配当金(株の配当など)、不動産収入(家賃や地代など)、一時的な収入(保険の満期など)、雑収入(その他)などがある方(それぞれ少額である場合も申告が必要)
- 令和元年中の給与の収入金額が2千万円超の方
- 給与所得者で令和元年12月31日までに退職、または2カ所以上で勤務し、年末調整ができなかった方
- 所得がない国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険などの加入者
- 児童扶養手当受給者
- 重度心身障がい者医療、ひとり親家庭等医療、乳幼児等医療などの医療費助成受給者

※滝川税務署や郵送、またはe-Taxにて確定申告をした方は、市役所での申告は不要です。

公的年金収入が400万円以下の方

公的年金収入が400万円以下かつ公的年金等以外の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要ですが、市・道民税の申告をしないと所得控除は「公的年金源泉徴収票」の記載内容のみになります。

扶養控除や医療費控除などについては、申告をしないと市・道民税が高く計算される場合があります。確定申告が不要な方も市・道民税の申告を行って下さい。

確定申告 市・道民税と所得税の申告

問合せ・ご相談
市税係
☎32-2219

お願い

- 混雑をさけるため、なるべく指定日にご申告ください。
- 例年、混雑で待ち時間が長くなります。不動産譲渡所得(土地や建物の売買)、配当所得(株の配当など)、株式譲渡所得(株式の取引)、住宅借入金特別控除(初年度の申告)がある方は、滝川税務署での申告にご協力をお願いします。
※確定申告会場内でのコピーは行いません。必要な添付書類(源泉徴収票、領収書など)は、事前にコピーなどしてからご来場ください。

受付時間

午前8時30分～11時30分、
午後13時～16時

※8時30分以前、
11時30分～13時は受付不可

持参するもの

- 印鑑(所得税を口座振替で納税希望の場合、その銀行印)
- マイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード、通知カードなど)
- 身分証明書(運転免許証、身体障害者手帳、療育手帳、年金手帳、保険証など)
- 給与、年金、報酬のある方は、令和元(平成31)年中の収入を示す資料(源泉徴収票など)
- 営業収入、不動産収入がある方は、売上げ及び必要経費に関する資料
- 令和元年中に支払った社会保険料(任意継続分、国民年金保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険など)の領収書、生命保険料や地震保険料の控除証明書、医療費の明細書または領収書、障がい手帳(身体・療育・精神)
- 預金口座番号がわかるもの(通帳やキャッシュカードなど)

期日	指定地域(対象者)	会場
2月12日(水)	収入のない方	市コミセン 多目的ホール
13日(木)	障害年金受給者	
14日(金)	遺族年金受給者	市コミセン 多目的ホール
17日(月)	錦町・本町	
18日(火)	大町・東大町・日の出町	市コミセン 多目的ホール
19日(水)	泉町・美園町	
20日(木)	昭和町・幸町	市コミセン 多目的ホール
21日(金)	幌岡町・共和町・住吉町	
24日(祝)	市内全域	市コミセン 多目的ホール
25日(火)	平岸曙町・平岸仲町・平岸南町・茂尻中央町	
26日(水)	平岸新光町・平岸西町・平岸桂町・平岸東町・茂尻本町	東公民館 ※市役所での受付不可
27日(木)	茂尻春日町・茂尻新春日町・茂尻新町・茂尻栄町・百戸町	
28日(金)	茂尻元町・茂尻旭町・茂尻宮下町・エルム町	東公民館 ※市役所での受付不可
3月2日(月)	住友地区・赤間地区・東豊里町・西豊里町	
3日(火)	若木町東・若木町西	市コミセン 多目的ホール
4日(水)	若木町南・若木町北	
5日(木)	宮下町	市コミセン 多目的ホール
6日(金)	豊栄町	
8日(日)	市内全域	市コミセン 多目的ホール
9日(月)	桜木町・豊丘町・字豊里	
10日(火)	東文京町	市コミセン 多目的ホール
11日(水)	北文京町	
12日(木)	西文京町	市コミセン 多目的ホール
13日(金)	市内全域	
16日(月)	市内全域	市コミセン 多目的ホール

寄附金控除について

寄附金控除を受けるには前年中(1月1日～12月31日)に支払った寄附金について、所得税の確定申告または市・道民税の申告が必要です。申告には、寄附先の団体などから交付された寄附金の受領証や領収書など、寄附を行ったことを証明する書類が必要です。なお、受領証などは申告される方が寄附者として記載されているものに限ります。

記帳・帳簿などの保存制度について

事業所得、不動産所得、山林所得がある全ての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です。なお、この記帳・帳簿書類の保存制度については、所得税及び復興特別所得税の申告が必要ない方も対象です。詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。滝川税務署(☎22-2191)までお問い合わせください。(電話でお問い合わせの場合は、自動音声に従い「2」をお選びください)



除雪作業に ご理解と ご協力を

問合せ	市道	道道	国道
	土木係 除雪センター ☎32-1821 ☎32-1216	札幌建設管理部滝川出張所 ☎22-3434	北海道開発局滝川道路事務所 ☎22-4147

路上駐車はダメ！絶対！

除雪作業で特に支障になる路上駐車。1台でも車があると作業できず、近所の皆さんや町内会に多大な迷惑がかかります。



深夜作業にご理解を

通勤通学時までには除雪を完了するため、深夜から早朝にかけて作業します。騒音などご迷惑をおかけしますが、ご理解願います。

車道・歩道に雪を出さない

除排雪前に道路へ雪を出すと大変危険で、作業の妨げにもなります。

また、除雪後に自己所有地の雪を道に出すと、道幅が狭くなり、通行の妨げや事故の原因になります。道路に雪を捨てないようにしてください。

雪は敷地内で処理するか指定の雪捨場へ運んでください。



除雪車などに近づかない

除排雪作業は安全第一で行いますが、作業車両に近づくと大変危険です。特に小さなお子さんが除雪車に絶対近づかないよう、ご指導をお願いいたします。

路上に物を置かない

雪で見つけられず、除雪作業で破損することがあります。弁償責任は負いかねます。

- のぼり旗用コンクリート台
- ごみステーション
- 金網かご
- 車両を車庫入れする鉄板など

玄関先は皆さんの手で

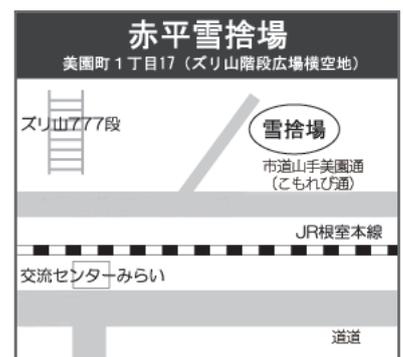
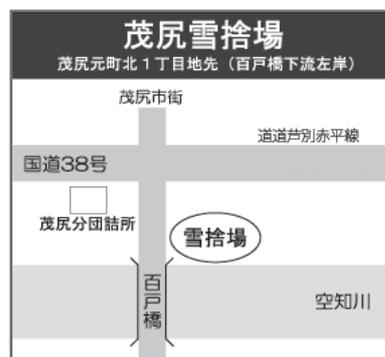
市は、より多くの地域を効率よく除雪しなければなりませんので、除雪後の玄関や車庫前の残雪は皆さんの手で取り除くようご協力ください。

暴風雪・豪雪に備える

異常気象に備え、車にはスノーヘルパーやスコップなどを用意しましょう。また、暴風雪や豪雪時は、除雪作業が遅れる場合もありますのでご了承ください。

雪捨場をご利用ください

- 利用時間 8時～17時
- 排雪の中にごみなどの混入物を絶対に入れないでください。
- 雪捨場内での事故やトラブルについては一切責任を負いません。



観覧無料

やま あか 炭鉱の雪灯り2020

かんじきウォークにスノーキャンドルの製作・点灯、ガイダンス施設のホールでピアノ・バイオリンの演奏と内容盛りだくさん！
※荒天の場合、かんじきウォークとスノーキャンドルは中止することがあります。



日時 2月22日(土)

①「かんじきウォーク」(先着30名・要申し込み)
14時～15時30分(ガイダンス施設集合13時45分)

②スノーキャンドル製作体験と点灯、音楽の夕べ
16時～19時(製作体験希望者集合15時・途中参加可)
元赤平西高校音楽教諭・音楽家 松本 寛之 氏(ピアノ)
UHBアナウンサー 千須和 侑里子 氏(バイオリン)

会場 赤平市炭鉱遺産ガイダンス施設および
旧住友赤平炭鉱立坑櫓周辺(駐車場あり)

主催 NPO法人 炭鉱の記憶推進事業団

協力 赤平コミュニティガイドクラブ T A N t a n

問合せ そらち炭鉱の記憶マネジメントセンター
☎0126-24-9901(月曜・火曜 休み)

※かんじきウォーク参加希望の方はこちらに
お電話ください。

①自走峠工場までの往復コース(1 km程度)・途中休憩あり。

暖かく動きやすい服装、お持ちの方はスノーシュー・かんじきなどの用具をご準備ください。

※用具がなくても参加できます。申し込み時にお聞きします。

②スノーキャンドルを作っていたま

ながら、点灯して楽しみます。
ライトアップされた旧住友赤平炭鉱立坑櫓をバックに演奏を鑑賞します。

※当日、赤平市炭鉱遺産ガイダンス施設は特別に19時30分まで開館します。

民間賃貸住宅リフォーム助成

申込み・問合せ 建築係 ☎32-1844

Check!

助成対象工事

- 戸建て2戸以上または1棟あたり4戸以上の契約を締結して賃貸する共同住宅の居住性向上を図るために行う修繕、模様替えなどの工事
- 市内の事業所(個人事業者を含む)が施工する工事

市内の民間賃貸住宅の改修費用の一部を助成

1戸あたりの改修
工事費の3分の1
(10万円が限度)

※国・道・ほかの団体などから重複する助成金の交付を受けている方は対象外。

アパート経営の皆さまへ

スーパープレミアム20%付き まごころ商品券

使用期限まであとわずか!

昨年8月17日に一斉販売したまごころ商品券の期限が迫っています。期限をすぎると無効となりますのでご注意ください。

お忘れなく!

2月16日(日)

問合せ 赤平商工会議所 ☎32-2246

こんにちは 地域包括支援センター です！

砂川市立病院 認知症疾患医療センター 認知症家族教室

3月5日(木) 10時～11時30分
「認知症の診断・治療」
センター長・医師 内海 久美子 氏

3月12日(木) 10時～11時30分
「認知症の方へのかかわり方」
老人看護専門看護師 福田 智子 氏

3月19日(木) 10時～11時30分
「介護のつらさ難しさと
介護者のストレスケア」
公認心理師 柳渡 彩香 氏

認知症の方の介護について不安や戸惑いは、誰にでもあります。相談できる人や協力者がいなくて悩んでいることはありませんか。

知識を習得し家族同士の交流もしながら、少しでも介護負担の軽減につながることを願い開催します。



申込み
砂川市立病院
認知症疾患医療センター
☎ 54-2131 (内線 1711) 担当: 大辻
※申し込みの際、氏名・連絡先などをお伝えください。



会 場 砂川市立病院
多目的ホール 1
申込締切 3月4日(水)

※多目的ホールは玄関ロビーのエスカレーターを上がった正面にあります。



砂川市立病院玄関ロビー



両手人差し指を角のように側頭部両側に立てる。

手話に
チャレンジ



第31回

「鬼」

手話モデル 野呂 律子 さん
(赤平手話の会)



不動産の差し押さえと売却にいたるまで

不動産は「土地、それと土地に固定している物」のほか、「自動車」「船舶など」も差し押さえや競売などの際は不動産に準じて扱われます。

不動産は個人・法人を問わず「書面の取り交わしや鍵の引渡し、登記の申請、官公庁による登記の嘱託」が行われることで、購入者や賃借人に権利が移転します。

【相続】

所有者が亡くなったとき、不動産・動産などの財物のほか債権債務の全ての権利が移転します。

【贈与】

所有者がほかの誰かにものを譲ったときに発生します。

【競売】

裁判上の手続きや抵当権の実行により行われます。

【公売】

市役所を含む官公庁の一方的な処分で強制的に行われます。

官公庁が滞納処分で差し押えた不動産や動産を売却するには、大きく3つの方法があります。

- ①期日を決めて行われる入札
- ②期間を定めて行われる入札
(例:オークションサイトを活用)
- ③落札されなかった場合などの随意契約による売却

法律では、処分の対象となった財物の売却について、購入していただける可能性のある方に公売のお知らせを送付するなどをして、積極的に買受人の募集をすることになっています。

今月も、市のホームページとYahoo!オークションサイトで公開しています。ぜひ一度、ご覧ください。



市税等
収納向上



information

問合せ

納税係 ☎32-2219

今月の納付

- 後期高齢者医療保険料 8期
 - 国民健康保険税 8期
 - 介護保険料 6期
- 納期限 3月2日(月)まで



介護保険料の滞納にご注意を

介護保険でサービスを利用するとき、利用者は費用の1割または2割を負担するだけで、残りは介護保険から給付されます。(平成30年8月から現役並みに所得がある方は3割負担)

納付期限から1年以上、特別な事情もなく介護保険料が未納の場合、滞納期間に応じて、保険給付に制限がかかります。



【1年以上の滞納】

費用全額を利用者が一時自己負担。申請後に保険給付分(費用の9割又は8割又は7割)が戻ります。

【1年6か月以上の滞納】

費用全額を利用者が負担。申請後も保険給付の一部、または全部が戻りません。

さらに滞納が続くと、滞納分の保険料と相殺されます。

【2年以上の滞納】

利用者負担割合が引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなったりします。

※この場合、介護保険料を遡って納めることができなくなります。

相談・申請窓口

介護保険係 ☎32-2217



自己負担を軽減!! 高額介護合算療養費

高額介護合算療養費とは

「医療」と「介護」の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

8月から翌年7月末までの1年間で、同じ世帯の被保険者が「医療」・「介護サービス」を利用し、自己負担額の合計(医療+介護)が下記の表の基準額(限度額)を超えた場合、申請すると超えた分の金額が「高額介護合算療養費」として、医療保険と介護保険から支給されます。

ただし、国民健康保険・後期高齢者医療保険制度、または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象になりません。また、支給額が500円以下の場合には支給されません。

■ 70歳から74歳までの国民健康保険加入世帯と後期高齢者医療加入世帯

所得区分		国民健康保険+ 介護保険(70歳~74歳)	後期高齢者医療+ 介護保険
現役並み所得者Ⅲ		212万円	212万円
現役並み所得者Ⅱ		141万円	141万円
現役並み所得者Ⅰ		67万円	67万円
一般		56万円	56万円
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ※1	31万円	31万円
	区分Ⅰ※2	19万円	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方。

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方。

■ 70歳未満を含む世帯

所得区分	国民健康保険+ 介護保険(70歳未満を含む世帯)
ア 901万円超	212万円
イ 600万円~901万円以下	141万円
ウ 210万円~600万円以下	67万円
エ 210万円以下	60万円
オ 住民税非課税	34万円



【申請手続き】

平成30年度分(平成30年8月1日から令和元年7月31日まで)の期間で支給対象となる方には、申請のご案内を送ります。

【お願い】

医療保険(後期高齢者医療を含む)では、所得状況で負担区分が決定されますので、収入の有り・無しにかかわらず、市役所税務課にて収入の申告を行ってください。

医療
保険



information

問合せ
医療保険係
☎ 32-2214



国民年金保険料は きちんと加入、しっかり納付を

日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は、国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。

国民年金は老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障がいが残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなどに、あなたやあなたの家族を守ってくれます。ただし、加入の届け出を忘れていたり、保険料の納め忘れがあると年金が受けられないことがありますので、「あのときに…」と後悔する前に、きちんと国民年金に加入しましょう。加入の手続きは市役

所または年金事務所へおたずねください。(20歳前に就職して厚生年金などに加入中の方は、手続き不要です。)

学生の方や、収入が少なくて保険料の納付が困難な方は、「学生納付特例」や「納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度がありますので、国民年金の加入手続きとあわせて申請してください。

加入後は年金事務所から送られてくる「納付書」で、金融機関またはお近くのコンビニエンスストアなどからお支払いください。

年
金



information

問合せ
戸籍年金係
☎ 32-1823

砂川年金事務所
☎ 52-2144



口座振替を利用しましょう

保険料が自動的に指定された口座から引き落とされるので、金融機関などに行く手間が省け、納め忘れもなくとても便利です。

【口座振替による割引】

まとめて前払い(前納)すると割引が適用されるのでお得です。

①当月末振替(早割)

本来の納付期限よりも1カ月早く口座から振替える方法です。

②6カ月前納(4～9月、10月～翌年3月分)

③1年前納(4月～翌年3月分)

④2年前納(4月～翌々年3月分)

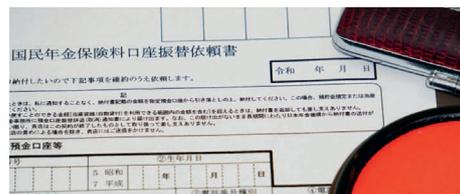
【申し込みに必要なもの】

年金手帳など基礎年金番号がわかるもの、通帳、金融機関届け出印

【受付場所】

各金融機関または年金事務所

令和2年度の1年前納、2年前納、6カ月前納上期分(4～9月)は、2月末までに申し込んでください。



年金生活者支援給付金制度に便乗した 詐欺にご注意ください



昨年10月から始まった年金生活者支援給付金制度に便乗し、厚生労働省や日本年金機構、市役所の職員を名乗る者から「給付金の振込口座が使えないため、新しい口座番号、暗証番号、マイナンバーを教えてください」という不審な電話がかかってきた事例が報告

されています。

厚生労働省、日本年金機構では、電話でお客様の口座番号、暗証番号、マイナンバーなどをお聞きすることはありません。このような電話があっても、口座番号などの個人情報には答えないように注意してください。



(市役所)

応援大使 等身大パネル 来赤！ 12/16

北海道日本ハムファイターズ 近藤選手・井口選手の等身大パネルとサイン入りユニフォームをいただきました。コミセン入口に展示しています。



(市役所)

日本太鼓ジュニアコンクール出場 12/16

北海道道西支部ジュニア太鼓コンクールで優勝した赤平火太鼓保存会が3月に名古屋市で行われる全国大会へ出場します。頑張ってきてください！



(みらい)

110番の日 ツクルンダー署長 1/10

空知建設業協会の「建設戦士ツクルンダー」(右)が1日警察署長を務めました。啓発活動の寸劇では犯人逮捕やケンカの仲裁など、大活躍でした！



(ふれあいホール)

子どもかるた会 1/11

小中学生が百人一首を楽しみました。交流試合では、空知大会に参加する小学生が中学生の胸を借り、木札が飛ぶほどの勢いで手を伸ばしました。



(みらい)

令和初の新年交礼会 1/6

オリンピックイヤーとなる2020年の到来を、経済・産業界、教育関係者や市民の皆さんとともに祝福し、市政や経済についての意見を交わしました。



(赤平消防署)

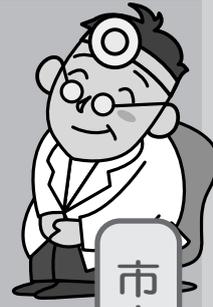
赤平消防出初式 1/12

近年、全国で大きな災害が起きています。出初式に集まった消防職・団員の皆さんが決意を新たに足並みをそろえた分列行進。頼もしい限りです。

●市立病院外来診療日程●

○…午前午後診療
◇…午前診療・午後は予約のみ
△…午前のみ診療
□…午後のみ診療
×…休診

内科	整形外科	外科	産婦人科	皮膚科	泌尿器科	耳鼻咽喉科	小児科	眼科	月
△	△	△	休診	×	△	×	○	×	月
◇	□	△		×	×	△	○	×	火
◇	△	○		×	□	×	△	×	水
◇	△	△		△	△	×	○	×	木
△	○	△		×	×	△	○	○	金



市立病院の診療日程

医療



コーナー

皮膚科外来 休診日のお知らせ

都合により、3月5日(木)は休診とさせていただきます。ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願い致します。

お薬手帳 持参のお願い

市立病院を受診される時は、お薬手帳を持参してください。

医師・薬剤師がお薬手帳の記録を見ることで、薬の飲み合わせや副作用、同じ薬が重複して処方されていないかを確認することができます。

保険証・住所などの変更手続き(医事課)

住所・電話番号などの変更や、保険証に記載されている氏名・記号・番号などに変更があったときは、「初診受付」または「再来受付」窓口へお申し出ください。受診後の場合は「料金計算」窓口で申し受けます。



あかびら市立病院 ☎32-3211

午後			午前		
15時00分～16時00分	13時00分～15時00分	13時00分～14時30分	13時00分～15時30分	7時45分～10時30分	7時45分～11時30分
小児科	内科・外科・整形外科	眼科	泌尿器科	月曜日の外科	皮膚科
			全科(皮膚科・月曜の外科を除く)		

※初診の方及び診療券(カード)をお忘れの方の受け付けは8時からです。土日、祝日は休診です。

市立病院の平日受付時間

24日(月)	23日(祝)	16日(日)	11日(祝)	9日(日)	2日(日)	2月
あい歯科クリニック(滝川市) ☎22-8500	よりもと歯科医院(吉別市) ☎0124-22-4618	押尾歯科医院(砂川市) ☎52-2811	とくだ歯科医院(滝川市) ☎75-2056	山中歯科医院(奈井江町) ☎65-5554	吉別市 ☎0124-27-7313 あむデンタルクリニック(歯科)口腔外科	歯科 医院名

歯科診療時間 午前9時から正午まで

歯科

休日診療



市民健康ガイド

健康増進法が全面施行 原則屋内禁煙となります

マナーからルールへ！多数の人(2人以上)が利用するオフィスや店舗、飲食店などすべての建物内での受動喫煙対策が強化されます。

2019年1月24日 健康増進法一部施行①…喫煙する際の周囲の状況への配慮義務

2019年7月1日 一部施行②…学校・病院・児童福祉施設などと行政機関の原則敷地内禁煙

2020年4月1日 全面施行…原則屋内禁煙



屋内は原則禁煙となります

所定の要件に適合すれば、各種喫煙室(専用室、可能室、加熱式たばこ専用室、目的室)の設置ができます。



【屋内において喫煙が可能な各種喫煙室】

喫煙専用室

○たばこの喫煙可能 ✕飲食などの提供不可
施設の一部に設置可能。



加熱式たばこ専用喫煙室

△加熱式たばこ限定で喫煙可能
○飲食などの提供可能
施設の一部に設置可能(経過措置)。



喫煙目的室

○たばこの喫煙可能 ○飲食などの提供可能
シガーバー、たばこ販売店、公衆喫煙所など、喫煙をサービスの目的とする施設の全部、または一部に設置可能。



喫煙可能室

○たばこの喫煙可能 ○飲食などの提供可能
既存特定飲食提供施設(右ページ参照)に限定(経過措置)。施設の全部、または一部に設置可能。



20歳未満の方は喫煙エリアへの立入禁止

20歳未満の方は、喫煙をしない場合でも、一切、喫煙エリア(屋内・屋外を問わず)への立ち入りは禁止です。従業員でも立ち入りはできません。店全体を喫煙可能とした場合、20歳未満の方は入店できません。

「喫煙室」や「喫煙室がある建物」には指定された標識の掲示義務があります

標識ダウンロード(厚生労働省ホームページ)
→<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/sign/>

※違反をすると罰則の適用(過料)があります

既存特定飲食提供施設とは

既存の経営規模の小さな飲食店については、事業継続に影響を与えることが考えられることから、経過措置として喫煙可能室の設置ができます。条件は次のとおり定められています。

- ①【既存事業者】2020年4月1日時点で営業している飲食店であること。ただし、法施行後に何らかの状況の変更があった場合、引き続き「既存の飲食店」に該当するかは、①事業の継続性、②経営主体の同一性、③店舗の同一性などを踏まえて総合的に判断する。
- ②【資本金】中小企業基本法における定義などから資本金5千万円以下であること。一つの大規模会社が発行済み株式の総数の2分の1以上を有する場合などを除く。
- ③【面積】客席面積100㎡以下であること。

以上3点の条件をいずれも満たしている事業所の該当施設に限り、喫煙可能室の設置を選択することができます。

喫煙専用室などの技術基準

省令により、たばこの煙の流出防止にかかる技術的基準は次のとおり定められています。

- ① 出入口で室外(非喫煙エリア)から室内(喫煙エリア)に流入する空気の流れが0.2m毎秒以上であること。
- ② たばこの煙・蒸気が、室内(喫煙エリア)から室外(非喫煙エリア)に流出しないよう、壁や天井などで区画されていること。
- ③ たばこの煙・蒸気が、屋外または外部に排気されていること。

財政・税制支援などについて

受動喫煙対策を行う際の支援策として、各種喫煙室の設置などにかかる財政・税制上の制度が整備されています。

【財政支援】受動喫煙防止対策助成金

中小企業事業主が、一定の基準を満たす各種喫煙室などの設置経費に対する助成。

【税制措置】特別償却または税額控除制度

一定の要件を満たした経営改善設備を取得した場合に適用される取得価額の特別償却または税額控除。(2021年3月31日まで)

詳しくは厚生労働省ホームページをチェック

→ <https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/support/>

従業員への対策

各施設の管理者・事業者に対し、法律で受動喫煙を防止するための措置義務を課しています。

事業者が実施すべき事項のガイドライン

(施設の実情に応じて対策を進めましょう)

→ <https://www.mhlw.go.jp/content/000524718.pdf>



元気がみつかる場所 「ほろカフェ」

誰もが気軽に参加できるコミュニティカフェです。おいしいコーヒーを飲みながら健康について楽しくお話しませんか。

日時	2月13日(木) 14:00~15:00
場所	あかびら市立病院 かあさん食堂「ぼらん亭」
テーマ	「ゲームで楽しく 気軽に脳トレ！」

お知らせ

akabira
information



かわいいおともだちを
紹介します!



わだとうやくん
(1歳1カ月)

あかびらの人口

(令和元年12月末日現在)
※()内は前月比

総数	9,906人	(↓33)
男	4,501人	(↓16)
女	5,405人	(↓17)
世帯数	5,804世帯	(↓15)

お天気メモ

(令和元年12月)

	前年
最高気温	8.4℃ (7.4℃)
最低気温	-13.3℃ (-12.9℃)
降水量	77.5mm (56.0mm)
降雪量	164cm (276cm)

行政・公共

無料法律相談会

無料法律相談会を開催します。
金銭に関するトラブルや多重債務、借地・借家問題、離婚、相続損害賠償請求事案など、お困りのことがありましたら気軽に相談ください。

開催日

- ◆2月4日(火)歌志内市・上砂川町 堀岡 和正 弁護士
- ◆2月18日(火)歌志内市・上砂川町 村田 雅彦 弁護士
- ◆2月25日(火)赤平市 宮下 尚也 弁護士

開催時間

- ▼赤平市・歌志内市(10時〜12時)
- ▼上砂川町(13時30分〜15時30分)
- ▼赤平会場 市コミセン別館2階 音楽室(商工会議所となり)

申込み・問合せ

生活環境交通係 ☎32-2215
歌志内市役所 ☎42-3217
上砂川町役場 ☎62-2011
※先に申し込みをされている方が優先されます。
※2月11日は祝日につき、お休みです。

こんばんは市長室

まちづくりや地域が抱える課題について、市長と直接お話ししませんか。昼間働いている方や大勢の中で話すことが苦手な方など、ぜひご利用ください。
対象者 市内に居住されている方、または市内の企業に勤務されている方。
日時 2月25日(火)18時〜
※変更になる場合があります。
※懇談時間は1人(1団体)30分
となっております。なお、個人

定期行政相談

毎日の暮らしの中で、行政について苦情、要望、意見はありませんか。行政相談の対象は、国の行政機関、特殊法人(JRやNTTなど)の業務、年金、登記、道路河川、郵便、窓口サービスなどの業務です。相談は無料で秘密は厳守します。口頭、電話、手紙でご相談に応じます。気軽にお越しください。
日時 2月19日(水)13時〜16時
場所 産業研修ホール2階
(総合体育館横)
行政相談委員 堀口 妥氏、北村 則子氏

問合せ

生活環境交通係
☎32-2215

マイナンバーカード マイキーIDの設定

iPhoneでもアプリが利用できるようにになりました。
マイキーIDについての詳細は広報あかびら1月号の10ページをご覧ください。
※アプリの名前が「マイナポイント」に変わりました。
【Androidから】Android:5.1, 6.0, 7.0が対応
Google Playで次のアプリをダウンロードしてください。
● JPKI 利用者ソフト
● マイナポイント
【iPhoneから】iOS11以降が対応
App Storeから次のアプリをダウンロードしてください。
● マイナポイント

司法書士中根事務所

◆業務内容◆
登記相談・法律相談(※)・不動産登記(相続・売買その他)
商業登記・成年後見・債務整理・裁判所提出書類の作成・
簡易裁判所訴訟代理(※) (※)は請求額140万円以下の民事に関するものに限られます。

同一案件につき初回の相談は無料です。

司法書士 中根 大 電話 0125-74-5550
赤平市東文京町2丁目4番地2

ブログ: <http://ameblo.jp/shihoushoshi-dai-nakane>



【スマートフォン共通事項】

マイナンバーカードに対応した NFC スマートフォンである必要があります。
対応機種はこちら↓



【パソコンから】

「マイキープラットフォーム」で検索してください。
※対応したICカードリーダーが
必要です。
対応機種はこちら

https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html

問合せ マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

問合せ マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

**赤平市プレミアム付
商品券事業**

国の低所得者・子育て支援策として行っている「プレミアム付商品券事業」の引き換え期限が迫っています。(赤平商工会議所の「スーパープレミアム付まごころ商品券」とは異なります。)

引換期限 2月28日(金)まで

引き換えがお済みでない方
引換券をお持ちの方は、商品券を購入することができます。
購入する際は次の3点をご用意のうえ、市役所にお越しください。

①身分証明証(代理の場合はその方の身分証明証)

②現金

③購入引換券

※期限を過ぎての引き換えはできません。

問合せ プレミアム付商品券事業担当(地域福祉係)

☎32-25551

※繋がらない場合は社会福祉課 ☎32-22216

生活

水道メーターの確認を

道路の下に埋設されている配水管(水道本管)から分かれた給水管と、家庭の止水栓、水抜き栓、蛇口などの設備は、建物の所有者の財産で、所有者(使用者)で管理するものです。そのため、漏水分の水量に対する水道料金などについては、原則として使用者にお支払いいただくこととなります。漏水や故障の早期発見のため、月に数回はメーターを確認するようにしましょう。

水道メーターの確認の仕方

(1)屋内外のすべての水道の蛇口をしめて、水道メーターを確認。
(2)しばらく見ていて、水道メーターの小さい数字やパイロット(数字の右上にある円または四角のマーク)が動き続ける場合、漏水している可能性があります。

※宅地内や家屋内の水道、下水道などの水まわりの工事は、市の指定工事業業者が行います。上下水道課で、指定工事業業者をご案内しています(市ホームページにも掲載しています)。

適切な検針のため、水道メーター付近の除雪、物を置かないなど、ご協力をお願いします。

※検針できなかった場合は推定水量(過去6カ月の平均)で請求することになります。

問合せ 上下水道課

☎32-22118

募集

保育士(臨時職員)

○保育士(市立保育所)：若干名
【雇用形態など】

期間 令和2年3月末日まで
勤務場所 市立保育所
賃金 時給1,200円

翌月15日支給

勤務時間 7時～19時の間で7時間45分のシフト勤務。
社会保険など 社会保険、雇用保険、労災保険に加入。

応募資格 保育士資格を有する方。
問合せ 子ども未来・医療給付係

☎32-22216

**保育所管理人(臨時職員)
除雪などの屋外管理業務**

○保育所管理人：1名
【雇用形態など】

期間 令和2年3月末日まで
勤務場所 市立保育所
賃金 時給861円

翌月15日支給

勤務日数 週6日勤務
勤務時間 7時～10時(3時間勤務)

応募資格 赤平市臨時職員登録条件と同じ。

問合せ 子ども未来・医療給付係

☎32-22216

**臨時職員募集共通事項
【申込み方法】**

事前に臨時職員の登録が必要です。登録申込書と履歴書(どちらとも市役所総務課窓口、または市のホームページからダウンロード)に必要事項を記入のうえ、市役所総務課窓口へ提出願います。

自衛官・幹部候補生募集

受験資格

- 自衛官候補生
18歳以上33歳未満の方
- 幹部候補生(一般)
22歳以上26歳未満の方
- 幹部候補生(歯科・薬剤科)
20歳以上30歳(薬剤科は28歳未満の方)

受付期間

- 自衛官候補生
第7回 2月14日(金)まで
第8回 2月24日(月)まで
- 幹部候補生(一般・歯科・薬剤科)
3月1日(日)～5月1日(金)

試験日

- 自衛官候補生(第7回) 2月21日(金)・22日(土)のうち指定する1日(第8回) 3月7日(土)
- 幹部候補生(一般・歯科・薬剤科)
一次試験 5月9日(土)(予定)

問合せ 自衛隊札幌地方協力本部 滝川地域事務所

☎22-2140

K&M Law ……初回相談料無料……

相続問題、離婚、借金問題、交通事故などの個人の問題から企業経営に関する法務まで、様々なご相談をお受けしています。初回相談無料です。お気軽にご相談ください。

どんなことでもお気軽にご相談ください(電話予約制：平日9時から18時) **初回相談料無料** (滝川事務所)
札幌弁護士会所属 弁護士法人 **小寺・松田法律事務所** 滝川市花月町1丁目1番10号
TEL.0125-23-8455
http://www.kmlaw.jp

募 集

公共職業訓練生募集

募集科目 板金科及び電気工事科

訓練期間 令和2年4月13日～

令和3年3月16日(1年間)

応募資格 令和2年3月に中学

校以上を卒業する(見込み含

む)方、過年度卒業業者、離転職

者及び一般求職者

募集定員 各科7名

授業料 無料(入学諸経費5万

5千円を予定)

※電気工事士などの資格試験受

験料は別途必要です。

受付期間 2月20日(木)～

3月18日(水)

問合せ 最寄りの公共職業安定

所または、スキルアップセン

ター空知 ☎24-18800

市民行事

総合体育館

第11回「ユーススポーツ大会」

日時 2月16日(日)9時受け付け

種目 フロアカーリング

競技内容 競技規則による。対戦

表は当日抽選で決定します。

参加対象 小学生以上の方(親子・

友人などペアでの参加も可)

参加費 無料
持ち物 運動靴

受付期間 2月9日(日)まで

申込み・問合せ 総合体育館

☎33-7750

交流センターみらい

春を呼ぶ室内楽の夕べ

出演 アンサンブルグループ

奏楽

日時 3月7日(土)18時～

主催 NPO赤平市民活動支

援センター

チケット 2,000円(ワンド

リンク付き)

取扱い 赤平薬局 宇戸啓隆

☎32-2864

コミセン別館(商工会議所)

まちなか公民館講座

【お家でできる!】

タイ式マッサージ講座

～自分でできる自立神経のバラ

ンスを整え、免疫力や自然治癒力

を高めるタイ式マッサージ～

日時 2月18日(火)、25日(火)

18時30分～19時30分(全2回)

定員 15名

講師

レファエリ長井あかり氏

参加費 無料

※運動しやすい服装でご参加く

ださい。
申込み期限 2月10日(月)

【健康講座】

～もっと知ろう、認知症のこと～

日時 3月3日(火)18時30分～

講師 地域包括支援センター

白戸史子氏

参加費 無料

申込み期限 2月21日(金)

【実用書道講座】

～お礼、お祝いなどのし袋のし

紙に書く文言の書き方～

日時 3月10日(火)、17日(火)

18時30分～(全2回)

定員 20名

講師 高橋翠花氏

参加費 1,000円

持ち物 筆ペン持参

申込み期限 2月25日(火)

【3講座共通】

申込み・問合せ NPO法人赤平

市民活動支援センター(市コミ

セン別館) ☎74-5601

※電話13時～20時、FAXは24時

問受け付け

東公民館

東公民館下期講座

【陶芸講座】

連続テレビ小説「スカレット

ト」の主人公になった気分であ

なただけのオリジナル作品を作っ

てみませんか。
日時 2月19日(木)、3月4日(木)

18時～20時(全2回)

工程 1日目 成形

2日目 絵付け

定員 10名

講師 白戸孝行氏(北海道 焼

器白戸窯)

教材費 1,000円

持ち物 手拭きタオル2枚

申込み・問合せ 東公民館

☎33-7537

その他の場所

赤平幼稚園「子育てひろば」

幼稚園に来てお友だちと一緒

に遊びませんか。

対象児 平成25年4月2日生ま

れく平成29年4月1日生まれ

日時 2月12日(木)、26日(水)

10時～11時30分

※変更になる場合がありますの

で事前にお問い合わせください。

場所 赤平幼稚園

持ち物 動きやすく汚れてもい

い服装、上靴(体育館などで遊

びます)

※2月26日(水)が今年度最後の「子

育てひろば」となります。

問合せ 赤平幼稚園

☎32-2416

子ども冬あそび事業
エルムで雪遊び

日時 2月11日(祝)9時～14時

場所 エルム高原家族旅行村

対象 市内幼児・小中学生

※幼児は保護者同伴

内容 雪上体験活動・スノーラ

フティングなど。

昼食として豚汁(無料)を用意

しています。おにぎりなどは

ご持参ください。

問合せ 社会教育係

☎32-1822

善 意

令和元年台風第15号
千葉県災害義援金

台風第15号に伴う災害により、

被災された方々のための義援金

受け付けを3月31日(火)まで延長

します。引き続き皆様のご協力

をお願いします。

※受付場所が次の3施設に変更

になりました。

受付場所

①市役所社会福祉課窓口

②東公民館

③平岸コミュニティセンター

問合せ 日本赤十字社赤平市地

区(市役所地域福祉係内)

☎32-2216

ありがとうございました

【学校給食センターへ】

ゆめぴりか生産部会様
ゆめぴりかの新米42kg

その他

花・野菜技術セミナー

新たに開発した花や野菜の最新技術、現場の活用事例を紹介します。どなたでも参加できます。
日時 2月26日(水)
13時～16時30分

場所 新十津川町総合健康福祉センターゆめりあホール
(生甲斐ホール)

参加費 無料
※具体的な開催内容や出席申込

については、後日、花・野菜技術センターホームページでお知らせします。

問合せ 花・野菜技術センター
☎28-2211 FAX28-2299
✉sphanayasai@hro.or.jp

「河川愛護モニター」募集

札幌開発建設部は、河川の整備利用、環境に関する地域の要望把握や、地域との連携、河川愛護思想の普及・啓発及び適正管理に役立てるため、河川愛護モニターを募集しています。

応募資格 満20歳以上の健康な方で空知川に接する機会が多く、河川愛護に関心がある方。
業務内容 日常生活の範囲内で知り得た近隣の方などから

の要望、河川環境、利用上の危険箇所、ごみなどの投棄、河川の流水や施設などの異常、そのほかの地域情報などを月1回程度ご報告いただきます。
任期 5月1日(金)～10月31日(土)の6カ月間

区間名 空知川1
区間 豊橋下流0.25kmから虹架け橋上流1.8kmまで
募集人数 当該区間1名
報酬 月額4,000円
応募方法 Eメール、FAX、ハガキのいずれかに次の(1)～(9)を明記のうえ、応募ください。

- (1) 希望する区間名
- (2) 氏名
- (3) 生年月日
- (4) 年齢
- (5) 職業
- (6) 郵便番号
- (7) 住所
- (8) 電話番号
- (9) 応募動機

市営住宅入居者の募集	
募集団地	<ul style="list-style-type: none"> ■日の出団地(フク-21) ■青葉シルバー(ロク-26) ■緑ヶ丘第一団地(9-1) ■美園企業(1-2) ■福栄団地4号棟(406)◎特定 ■青葉団地(B-106)◎特定
◎特定…特定住戸(以前の入居者が親族に看取られずに亡くなった住戸です。詳細はお問い合わせください。)	
応募者多数の場合は抽選。(福栄団地は優先地域有り)	
家賃	世帯の収入によって決定
期間	2月3日(月)～13日(木)
受付場所	市役所2階 住宅係
抽選日時	2月14日(金) 10時30分～
抽選場所	市役所2階 第3会議室
↓こちらは随時募集中!	
募集戸数	<ul style="list-style-type: none"> ■茂尻第一団地 1戸 ■春日第二(2)団地 2戸 ■朝陽台団地 4戸 ■青葉団地 6戸 ■東大町(HOPE95) 1戸 ■若草団地 2戸 ■若草団地(障がい者住宅、車いす対応、要件あり) 3戸 ■宮下東団地 2戸 ■青葉シルバー 1戸 ■新町末広団地 1戸 ■大町企業 1戸 ■福栄団地 1戸 このほかにも空きがあります。
問合せ	住宅係 ☎32-1820

締切り 3月2日(月)必着

選考 札幌開発建設部で選考し、結果は応募者へ通知します。
応募先 北海道開発局札幌開発建設部公物管理企画課「河川愛護モニター募集係」(〒060-8506 札幌市中央区北2条西19丁目)
✉hkd-sp-kokanki@kyd.mlit.go.jp
☎011-618-4369

※詳細は札幌開発建設部ホームページをご覧ください。
問合せ 北海道開発局札幌開発建設部公物管理企画課企画スタッフ
☎011-611-0328

NAKASORAにこよう
企業見学バスツアー

中空知管内の各企業をまわるバスツアーを開催します。企業を実際に見ることで働く現場を体感でき、自分が働く姿をイメージできます。

対象 中空知管内の高校に通う高校2年生
日程 3月5日(木)

※見学先の企業名や時間などについては、中空知管内の各高等学校で配布されるチラシか滝川市役所公式 Instagram や Facebook をご確認ください。

申込み・問合せ NAKASORAにこよう推進協議会事務局(滝川市役所産業振興課内)
☎28-8030

スキー講習検定会・
フライベート講習会

【講習検定会】
①3月15日(日) 級別ジュニア
②3月20日(祝) 級別
場所 そっち岳スキー場(新十津川町字総進294番地1)
申込み かもし岳スキー連盟検定委員会 川辺秀一
☎080-1875-7138

【フライベート講習】
期間 スキー場の今季営業終了まで
場所 カムイスキーリンクス、芦別スキー場
申込み 小野寺慶隆
☎090-1306-9177

2月7日は「北方領土の日」

北方領土は、私たちの祖先が心血を注いで開拓した日本固有の領土です。北方領土返還実現に向けてご協力をお願いします。



図書館

だより

赤平市図書館

☎ 32-2224

開館時間
9時30分～17時30分

おすすめの本

『エベレストには登らない』



『エベレストには登らない』
角幡唯介 著 小学館

日本を代表する探検家が、日々の生活で悩み、迷い、そして突き進む理由を濃密に描いています。自分なりの探検に出してみませんか。



『アレにもコレにも！モノのなまえ事典』
杉村喜光 文 ポプラ社

お会計で使われる四角いアレ。パンの袋を閉じるアレ。ふだん見ている「アレ」、使っている「コレ」のなまえがクイズでわかる！

催し

【ロビー展示】 2月の行事(節分、バレンタイン)の本、2月生まれの人々の本

【子どもの本の日】

日時 2月22日(土)14時～15時 場所 図書館2階
絵本、紙芝居の読み聞かせ、折り紙工作を予定。

◆今月の休館日

3日(月)、4日(火)、10日(月)、
11日(火)、17日(月)、18日(火)、
23日(日)、24日(月)、25日(火)、
29日(土)

◆今月の移動図書館

7日(金)、21日(金)

- 文京生活館 10時～11時
- 平岸コミュニティセンター 13時30分～14時30分

地域おこし協力隊通信



「ぼくらの7日間戦争」
オリジナル
クリアファイルとともに

年末にアニメ映画「ぼくらの7日間戦争」を観てきました。この映画は、高校生が廃工場に立てこもり、力づくで押し付けられる大人の都合に抵抗しながら、生きる上で大切なことを学んでいくという物語です。

舞台は2020年、北海道のとあるまち。メインの場面となる廃工場は、「旧住友赤平炭鉱立坑やぐら」がモデルになりました。劇中では実際の立坑やぐらが忠実に再現されており、私にとっては普段からよく見慣れている場所なので、ストーリーだけでなく世界観にも興奮しながら観ることができました。特に操車場内を炭車(トロッコ)が走るシーンでは、現在は見ることができない様子が再現されていて、とても勉強になりました。

この映画を見た方が、一人でも多くガイダンス施設に来てくれればと思います。

炭鉱遺産保存・継承部門
大藤 寛之

広報あかびら

2020年(令和2年)2月号

赤平市役所

〒079-1192 赤平市泉町4丁目1番地

☎ 0125-32-2211 ☎ 0125-32-5033

URL <http://www.city.akabira.hokkaido.jp/>

Email kikaku@city.akabira.hokkaido.jp

赤平市役所公式 FacebookとYouTubeも公開中

広報のつばやき

◆スマホや電子マネー、マイナンバーカードなど、生活が便利になっていくのと同時に危険が増えたなど、たくさん届く詐欺メールを見て感じるこのごろです。みなさんも気をつけましょう。/K

◆知り合いのお子さんがちょっと見ない間に新成人に。成人式はみんな華やかなのに広報は白黒で申し訳なく思います。ホームページで色つき広報を出していますのでぜひご覧ください。/S